

## 令和4年度熊本市水道事業会計予算

(総 則)

第1条 令和4年度熊本市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給 水 戸 数	353,700戸
(2) 年 間 総 給 水 量	67,486,000m <sup>3</sup>
(3) 一 日 平 均 給 水 量	184,893m <sup>3</sup>
(4) 主要な建設改良事業	
水道施設更新費	3,323,832千円
第6次拡張事業費	2,539,661千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収 入
第1款 水道事業収益	13,922,905千円
第1項 営業収益	12,938,404千円
第2項 営業外収益	981,763千円
第3項 特別利益	2,738千円
	支 出
第1款 水道事業費用	11,440,142千円
第1項 営業費用	10,643,495千円
第2項 営業外費用	739,230千円
第3項 特別損失	52,417千円
第4項 予備費	5,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 13,460,617千円は、減債積立金 1,111,950千円、過年度分損益勘定留保資金 9,452,114千円、当年度分損益勘定留保資金 2,335,309千円並びに当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 561,244千円で補てんするものとする。）。

収 入	
第1款 資本的収入	1,780,813千円
第1項 企業債	1,000,000千円
第2項 補助金	31,962千円
第3項 負担金	168,851千円
第4項 加入金	480,000千円
第5項 投資有価証券収入	100,000千円

  

支 出	
第1款 資本的支出	15,241,430千円
第1項 建設改良費	7,200,787千円
第2項 企業債償還金	2,030,643千円
第3項 投資	6,000,000千円
第4項 予備費	10,000千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限度額
水道施設更新事業 (令和4年度建設改良費)	令和5年度	1,094,434千円
第6次拡張事業 (令和4年度建設改良費)	令和5年度	60,585千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
水道施設更新及び第6次拡張事業	1,000,000千円	証書借入 又は 証券発行	年5%以内。 ただし、利率見直し方式で借り入れる場合、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。	政府資金等については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するところによる。ただし、財政の都合により繰上償還することがある。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、2,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 営業費用及び営業外費用の間の流用（消費税及び地方消費税に限る。）

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職員給与費 1,913,277千円  
(2) 交際費 100千円

(他会計からの補助金)

第10条 水道事業会計の経営基盤確立のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、71,164千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第11条 たな卸資産の購入限度額は、300,000千円と定める。

熊本市長 大西一史